

**第6回**  
**農業委員会に関する懇談会**  
**議事録**

**農林水産省 経営局**

八木座長 それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから、第6回「農業委員会に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、飛田委員が所用のためご欠席となっております。

なお、本日、本懇談会の報告書の取りまとめということで、太田農林水産副大臣がご出席ですので、冒頭、ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

太田農林水産副大臣 本日は、第6回の農業委員会に関する懇談会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、本懇談会の運営について日ごろからご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

農業委員会系統組織につきましては、これまでも「土地と人」に関する対策や組織の効率化の推進などに取り組んできておりますが、米政策の抜本改革に伴う農地集積の加速化、構造改革特区の導入、さらには行政改革や地方分権の推進など、その取り巻く情勢が大きく変化をいたしてきております。また、農業経営の法人化及び認定農業者等の農用地の利用集積を促進するため、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を今国会に提出しておりますが、この中では農業委員会の活動が拡充・強化をされております。

本懇談会におきましては、このような農業委員会系統組織をめぐる最近の情勢変化を踏まえて、昨年10月28日に第1回会合が開催されて以来、5回にわたり、さまざまな角度から今後の農業委員会における活動・組織の基本方向について、幅広く活発なご議論、ご検討をいただいております。本日は、報告書の取りまとめについて、この後、ご審議をいただきますが、いずれにいたしましても、農林水産省としては報告書の取りまとめを踏まえまして、農業委員会の活動・組織の見直しに向けて、必要な制度改革を含めて具体的な改革プロセスを加速化する所存でございます。

今回の制度の見直しが、農業・農村の発展と構造改革に真に役立つものとなるように、本日のご審議も含めて、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、ここにご参集の委員の皆様方の今後益々のご健勝をご祈念申し上げますとともに、長い時間にわたりまして懇談をいただきましたこと、ご議論を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。本当に皆様、ありがとうございました。

八木座長 どうもありがとうございました。なお、太田副大臣におかれましては、公務のためこれにて退席されます。ありがとうございました。

太田農林水産副大臣 まことに申しわけありません。公務が入っておりますので、よろしくお願いいたします。

八木座長 それでは引き続き、お手元の議事次第に沿いまして議事を進行させていただきます。本日の資料の説明を佐藤構造改善課長からお願いいたします。

佐藤構造改善課長 それでは、本日配付いたしました資料につきまして、ご確認いただきたいと思っております。配付資料一覧にございますように、資料1の報告書(案)、そして資

料2の報告書(案)の概要、そして参考資料が前回の第5回会合の議事の概要となっております。すべて行き渡っておりますでしょうか。

次に、本日の会議の進め方についてでございます。前回の会合では、報告書(案)につきまして、ご議論、修文等のご意見を賜ったところでございます。本日は、これらのご意見等を踏まえまして、修文した報告書(案)を事務局のほうで作成いたしましたので、取りまとめのご審議をお願いしたいと思っております。

さらに、この取りまとめの審議の後、字句修正等の座長一任をいただきますれば、その後は報告書(案)からは離れまして、本懇談会の最後の会合ということもありますので、いろいろ幅広くご意見をいただければというふうに考えているところでございます。会議はおおむね4時半ごろまでを考えております。

それでは、まず最初に資料を西岡首席企画官のほうから説明させます。

西岡首席企画官 資料1につきましては、先日お送りした案からも少し変わっておりますので、その辺も含めてご説明を逐次差し上げたいと思います。先日の第5回懇談会でいただいた意見の後、事務局のほうでお出しした案に対してもさらに委員からご意見が幾つかございましたので、それを踏まえて修正をしております。さらに、字句修正等、表現をわかりやすくするという観点で何力所か直しておりますので、それも含めてご説明をしたいと思います。

まず目次ですが、目次については変更はございません。資料の最後に「農業委員会の懇談会について」という参考で、委員メンバーとこれまでの懇談会の開催経緯を付けております。

それでは、1ページ目をお開きいただきたいと思います。1ページ目は、下から4行目から3行目にかけて、前回の文章では「農業委員会制度は」云々、「農業改良委員会を統合して発足して以来」ということで、その後の文章に一文でつなげておりましたが、そこを「発足した」で切りまして、読みやすくしたという形で直しております。

2ページ目でございます。2ページ目は上から4行目、いわゆる構造改革特区にかかる株式会社の参入の部分ですが、ここも文章がわかりづらいということで、括弧書きの「農業への参入」の後に「市町村等からの農地の貸付方式による」と、その部分を括弧で後ろに持ってきたという形で修文をしております。

2ページ目、その後、3ページ目については変更はございません。

4ページ目でございます。4ページ目のローマ数字の 1 の ( 1 ) 役割の検証の2つ目の のところでございます。「上記の役割を担う」というところですが、ここも文章が長くてわかりづらいということもありまして、「てにをは」を直しておりますが、最後の部分で「国の農政上の必要性に基づくものである」。この部分は前回は「国の農政上の必要性に依拠してきたと考えられる」という形でしたが、ここもわかりやすく「基づくもの」という形で整理をしております。

同じく4ページ目の下から5行目の下から2つ目の の部分ですけれども、「二面的な役割の一体的推進」という形で直しております。ここは前回は「二面性とその一体性は」ということで整理しておりましたが、わかりづらいということで、「二面的な役割」を一体的に推進するという形でこの修文をしております。

その後、続きまして「独自性を有する組織であっても」というところも、前回の文章で

は「独自性に裏づけられた」というような言い方でしたけれども、ここも平易になるように修文をしたところでございます。

5 ページ目でございます。「今日的意義」のところですが、ここも非常に簡単な修文ですけれども、今回は「役割の検証」でしたけれども、その前の部分が「役割及び設置」ということですので、ここは平仄を合わせて「設置」を追加したという部分でございます。

それから、アイウエオがございます。オにつきましては、今回、新たにオとして整理をし直したということでございます。前回の会合でこのオの部分は「さらに」という形で文章を整理しておりましたが、この地域参加なり都市交流型の多面的活用というものは重要なテーマであるので、もう少し位置づけをきちんと整理するべきではないかというご意見がございましたので、ここは項目を平仄を合わせてオとして取り上げて、あとその背景として「農地や農業に対する多様なニーズが高まる下で」という背景を追加しております。

5 ページ目の「上記のような」という以下、この後の文章は全面的に書き直しております。前回の文章では、非常に文章が長く、わかりづらいということで、もう少し平易に整理すべきであるというご意見がございました。前回の案では、「地域性、地縁性、非代替性が高い公共的な国民共通の財産」という形で整理しておりましたが、その趣旨をそれぞれからとして、その内容を少しかみ砕いて表現しております。

「農地の所有状況や賦存量が地域毎に大きく異なること」、これが、農地が地域的に偏在しているという趣旨でこの地域性を表現したものであります。

が「農地保有の形態が分散錯圃的で個々人の権利関係は地域内で錯綜しており、さらに農業水利や病虫害防除、農業用施設の維持管理などについては一定の地縁的広がりの中で管理されていること」、これが農業の地縁性という趣旨で表現しております。

「一度、改廃や転用を行うと農地として復元し、利用することが出来ない性質を有していること」、これがいわゆる非代替性として前回表現したものを表現し直しております。

でございますが、「適正な耕作を行うことを通じて水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を発揮すること」、これについては前回のご議論で委員から、農地や水も含めたそういう役割、いわゆる多面的機能というものに言及すべきであるというご意見と、具体的にその他の委員からも、例えば良好な景観の形成という作用についても修文の意見をいただきましたので、それをあわせてこのとして新たに追加した形で修文しております。

その後、「このように」以下 8 行部分、この部分につきましても、より平易になるように整理をし直して、内容的には同じですけれども、表現を丁寧に表示したということでございます。

5 ページ目の下 2 行ですが、「これらの点に加えて」ということで、前回にはございませんでしたが、「特に最近では、国民や住民の自己責任の確立と行政への積極的参加が求められるようになってきていることを踏まえれば」ということで、いままでの懇談会の場でも同趣旨のご意見をいただいておりますので、そこを明示的に追加したということでございます。

6 ページ目でございますが、それらを加えた上で「農政上の意義がある」というふうに整理をし直しております。「むしろ改めて」という形で、今日的評価の部分をそういう観

点から評価するという趣旨で整理しております。

「改革の必要性」の部分でございます。ここの部分につきましては、この の下5行分、「この改革に際しては、現在の農政をめぐる課題が、農業の構造改革に加えて、例えば、食と農の安全・安心、規制緩和を通じた地域農業の活性化、WTO農業交渉の本格化などにみられるように、時々刻々と変化していることを考えれば、今後とも情勢変化を踏まえた適宜適切な見直しを行っていくことが求められる」。この部分は追加しております。

これは前回のご議論で、農業をめぐる情勢がドラスティックに変化している状況に対応して、今回の見直し以外にも柔軟に見直していくべきではないか。特に、WTOの交渉なりいろいろ、まさに変化しているので、その時点で適宜適切な見直しの必要性というものを二人の委員からご指摘をいただいておりますので、その趣旨をここに追加しております。

7ページ目でございます。7ページ目は の のア、イの後に「このように」というくだりがございます。「このように、実際の活動内容と運営体制にこれらの地域差、市町村の意向の違いが生かされず」、これはいままでどおりの文章でしたが、「さらに地域の多様な意見や人材を十分に活用してこなかったという点」という、この「さらに」からの部分を追加しております。

これは前回のご議論の中で、農業委員会にかかわる硬直性の一要因として、農業外の多様な意見や人材を十分取り込んで活用してこなかったという面からの硬直性という点があったのではないかとのご指摘がございましたことを踏まえて追加しております。

8ページ目でございます。8ページ目は上から5行目でございますが、農業委員の活動について、活動の範囲なり責務については前回も記述しておりますが、その具体的な取り組みという点で、「年間の活動事業計画の中で具体的な目標を設定し、その目標に即して活動し、評価を行う」という、取り組みの中身について具体的に前回、同趣旨のご意見を委員からいただいておりますので、その部分も追加修正しております。

8ページ目の（優良農地の確保）ここの部分につきましては、丸々7行ほど追加をしております。「農地をめぐる担い手及び地域の課題の中で、優良農地の確保は農業委員会活動として重視されているが、その実効性の確保が重要となっている。優良農地の確保は、単に農業者のみの農業経営上の問題にとどまらず、地域全体の土地利用や環境保全との係わりが深いことから、市町村全体を捉えた中長期的な土地利用計画の策定や環境保全の取組について、農業者の代表組織として客観性、公平性を有する農業委員会が基本的考え方を明確にした上で、積極的に関与し、市町村等に提言していくことが求められている」ということでございます。

これはご案内のように、前回の会合で優良農地の確保についてさまざまな角度からご議論をいただいております。優良農地の確保に向けた農業委員会の役割をはっきりさせるべきであるというご意見。その場合に、中長期の土地利用計画全体という視点が必要であるという点。さらに、単に農業者にとどまらず、景観形成なり自然環境の保全など地域とのかかわりがあるという視点。さらには、地域合意なりを踏まえて、農業委員会として考え方をきちんとスタンスを明確にして臨んでいくべきであるというご意見、4～5名の方からいろいろのご意見をいただいたんですけども、こういう形で整理をさせていただきました。

9 ページ目でございます。9 ページ目の上から 3 行目の部分で「主体的かつ独自の役割」ということで、まずここに「独自」という部分を追加してございます。ここにつきましても、農地集積なりにかかわる活動は、市町村、農協、普及センターなり、さまざまな機関が実施している中で、農業委員会としての独自の役割なり方法論が追記、明らかにされるべきであるという形のご意見をいただいております、そういう意味で独自性という観点で追加をしております。

その場合に、その後の「この場合の主体的かつ独自の役割とは」というところで 5 行ほど追加してございます。これは、ここにごございますように、「農業委員が地域や集落の農業者の代表者、取りまとめ役であることから、担い手層のみならず兼業層等も含めた地域の農業者に対し、地域の農地利用と管理のあり方について将来的な課題を提起し、問題意識を醸成した上で、地域の自主的な調整と合意形成、プランづくりのコーディネイトを行う運動論的な取組を担うことであると考えられる」ということで、ここの「主体的かつ独自の役割」の内容につきましても、具体的に前回の会合でご意見をいただいておりますので、その観点を追加しております。

9 ページ目の(3)の部分でございますが、「体制づくりへの参画」ですが、ここの 4 行目の部分、「農業の振興、担い手の育成確保、担い手への農地の集積等についての地域農政の遂行の責務は市町村農政部局にあるが」ということで、この 2 行分を追加してございます。これも委員から前回の会合で、地域農政は農業委員会なりと連携しながらやっていくわけですけれども、地域農政の推進というものの最終的な責務、責任というものは市町村にあるんだということを明確にしておく必要があるというご意見がございましたので、ここにこの 1 行半を追加しております。

10 ページ目でございます。10 ページ目の(5)のところですが、ここも「農地や農業に対する多様なニーズが高まる中で」ということで、これは上のほうの「今日的役割」との平仄で追加しております。

それから商工会議所、これも前回、個別にご指摘をいただきましたので、入れてございます。

11 ページ目でございます。11 ページ目は上から 3 行目、「具体的には」からですけれども、「例えば、農業委員会が年間の活動事業計画を策定するに先立って、外部の有識者の参加を得た会合を開催して、活動、事業の評価、見直し等について多様な意見を聴取し、これらの意見を活動、事業の見直しにつなげていくことが求められる」ということで、これにつきましては前回の会合で、事業評価プロセスの導入はいいんですけども、それを具体的にどういう形で行うのかという点を明らかにすべきではないかということで委員からご指摘をいただきました。その場の会合でも同趣旨の内容をご説明させていただきましたけれども、その内容をここに盛り込んでおります。

12 ページ目でございます。(4)の広域連携の推進のところでございますが、ここは語尾を直してございます。前回の文章では「同協議会の下で具体的な取組を促進することが重要である」という形で終えていたわけですけれども、ここにつきましても、むしろ広域連携によって業務なりがさらに増えて、本来効率化なりスリム化していく部分が業務が増えてしまうという観点での取り組みでは困る、むしろそういう方向性、趣旨をはっきりさせるべきであるというご意見をいただきましたので、ここで「効率的な活動と組織の運営

に役立てる」という趣旨を追加しております。

14 ページ目でございます。14 ページ目は、わかりづらいんですけども、2 つ目の 4 行目です。「議会推薦委員については地域農業について客観的に判断できる有識者、農業経営・法人経営に関する専門家、地域の関係機関の代表者等の参画の可能性」、これにつきましては前回と同じですけども、その後「その推薦のあり方を検討するなど」ということで、「その推薦のあり方」という文章を追加しております。

これは前回のご議論で、その前のほうにございますが、団体及び議会推薦のうち約 3 割が市町村議会議員で占められているということとも関連するかもしれませんが、委員から現行のそういう議会なりの推薦について、農業関係者の意向をもっと反映できるような形での推薦という点で、この議会推薦のあり方も議論なり検討しておくべきではないかというご指摘がございましたので、その「推薦のあり方」という形でこの部分も追加をしてございます。

その下の「また」以下、「女性農業者や」というくだりの部分も、「女性農業者や担い手、法人経営者等の一層の参画を得るために、選任委員枠の一層の活用や」、ここまでは前回と同じでございますが、委員のほうから女性委員の積極的登用ということで、議会推薦にかかわるクォーター制の導入、割り当てといいますか、例えば何名というような形の明示的な措置を導入すべきではないかというご意見をいただいておりますが、女性の積極的登用につきましては、制度的にそれを明示的に法定化するというような形の取り組みはなかなか取りにくいという面もございますので、ここに「1 農業委員会当たり複数人の女性農業委員の登用を図る系統組織による現行目標」ということで、実は現行でも農業委員会の系統組織改革プログラムの中で、1 農業委員会に複数の女性農業委員を登用するよう取り組みが行われております。むしろこういうものに代わる、さらなる新たな、よりブレークダウンした目標設定なりを行うことによって、議会なりを通じた女性農業委員の積極的参画という観点で対応できないかという形でこれも修文をしております。

その後の「なお」以下の部分で、下から 2 行目の部分で「農業委員の若返り運動や青年農業者の積極的な登用」ということで、ここの部分は「青年農業者の積極的な登用」は、前は「多選を避ける申し合わせ」という形で表記しておりましたが、この部分につきましては、公選制のもとでのそういう取り組みの問題という点、あとは現実的に系統の自主的な取り組みとしての取り組みやすさという観点でいけば、「青年農業者の積極的な登用」という視点がより現実性があるということで、こういう形で表現を修正しております。

15 ページ目でございます。15 ページ目につきましては、公選制の部分でございますが、ここの部分は、上から 12 行目以降ですけども、「その一方で、公選制をめぐる様々な課題が提起されていること等に鑑みれば、当面は選挙委員定数や選任委員の範囲等の見直しを図りつつ、公選制の意義等の検証を行うことが重要である」ということで、これはその以下をずっと文章をつなげておりましたが、前回のご議論で公選制について両論出ている中で、その後の「両論で結論づけが難しい」という部分と、その後の「今後検討していく」という部分のくだりがつながっていたものですから、そこがどういうスタンスであるか、明示的でないというご指摘をいただいておりますので、文章を「公選制の意義等の検証を行うことが重要である」で一度切った上で、これが当面行われるべき課題である。「その上で」ということで「今後の課題として」、文章を切り分けて整理をしております。

その場合に、今後の課題という論点がよりわかりやすくなるように、「公選制のあり方」というふうに整理しておりましたが、そこは「委員の選出方法」という形で整理をし直しております。

(9)「委員の資質向上等」でございます。ここは「等」をつけております。これは後ほど出てきます事務局の資質向上についてご指摘をいただいておりますので、「等」として整理させていただいております。ここの部分は、 の3行目ですけれども、「農業委員一人一人の能力が農業委員会の活動全体のレベルをも規定することとなる」ということで、これも委員から、よりその趣旨を明らかにするという意味で具体的なご発言がございましたので、そこを趣旨明確化ということでこの部分を追加しております。

その後、下から6行目の部分でございます。「さらに」という部分。「さらに、最近の構造改革特別区域法をはじめとする一連の規制緩和措置の導入に伴い、株式会社等の多様な経営主体の農業参入に伴うチェック等の業務が追加される状況にある」ということで、ここもそういう農業委員の最近の役割の重要性という趣旨で、業務が追加されているという部分のご指摘がございましたので、ここも具体的にその部分を追加してございます。

15 ページの一番下の行の部分ですけれども、「事務局職員にも業務遂行能力の向上が求められている」ということで、前回の文章は委員の資質向上のみに言及しておりましたが、事務局職員の資質向上という点についてもご意見をいただいておりますので、その部分を追加してございます。

16 ページ目でございますが、いまのご指摘との関連で、1行目の部分、「個別の事業に着目した実践研修」という形は前回も整理してございましたが、特に農業委員の専門性向上という視点のご指摘をいただいておりますので、専門研修というものを追加してございます。

あと、4行目の部分に、全体を通じて「農業委員会の人材の育成・支援」という部分の重要性という形でご意見をいただいておりますので、その趣旨を追加してございます。

17 ページ目でございます。17 ページ目は、上から3つ目の、「なお」書き以下を追加しております。「なお、国等が農業委員会に関係する各種事業を推進する場合には、今回の見直しに伴う農業委員会の役割や活動の明確化、重点化を支援し、促すことが出来るように留意することが重要である」ということで、これにつきましては、前回の会合で、今回の見直しで新しくそういう農業委員会の役割を提案するということであるならば、具体的なそういう活動が活発になるように、国等のそういう事業なり支援措置というものを講じていくことが重要であるというご指摘をいただいておりますので、その部分も追加させていただきます。

「おわりに」の部分でございます。「おわりに」の部分につきましては、前回、都道府県会議なり全国農業会議所についての取り組みについても言及するべきであるという形でご指摘をいただいておりますので、前回は農業委員会の見直しの方向を踏まえて、都道府県農業会議なり全国農業会議所の改革というような趣旨で表現をしておりましたが、当然農業委員会の見直しに付随する部分もございしますが、従来より都道府県農業会議と全国農業会議所も課題を抱えておまして、その取り組みというものは、自己改革という点で当然やっていかなければいけない部分があるということ。これについては委員からもご説明がございましたので、その趣旨を明確化する観点から、ここも修正を加えております。

以上、修正箇所を中心にご説明申し上げました。

八木座長 それでは、ただいま説明いただきました報告書（案）について審議をしたいと思えます。この報告書（案）は、事前に委員の皆様の方に送付いただいていると思えますので、順次、具体的な意見等があればお願いしたいと思います。また、ご質問等でも構いませんので、ご発言いただければと思います。本日は最後の懇談会ということになるかと思えますので、各委員の方々、それぞれにご発言いただければと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ。

今井委員 7ページなんですけれども、2番の下から5行目の「農業技術の改良」とか「農作物の病虫害防除」、こういうことは前回、ここまで農業委員がというご意見もあったかと思うんですけれども、これは前回と同じ文章になっているかと思えますが、ここまで農業委員のところに文章として入らなくてもいいのかなと思うんですけれども、前回、いかがだったでしょうか。

西岡首席企画官 具体的に委員の方から、農業委員、まさしく総花的というようなご指摘もあって、業務は非常に幅広いことをやっている中で、見直すなり、やめるならやめるなり、その方向性を出すべきではないかというご意見をいただいて、事務局でも修文等を考えたんですけれども、ここにございますのは「農業技術の改良、農作物の病虫害防除、農業・農村振興計画の樹立をはじめとする任意業務全般について」、一つ一つ俎上に上げて、その部分、実態はほとんど行われていないもの、必要性が低下しているものについては削除するなり、そういうことの検証をするという形を考えております。

そういう意味では、全般を見直す例示としてこれを例示しております。これはむしろ、やるという、続けるという趣旨よりは、この明示的に出ている部分を例示として、必要があるかないかを吟味するという趣旨です。ご指摘はいただいていたので、どう修文するか考えたのですが、全体として一応任意業務に入っているものは総ざらいますという趣旨です。表現はこのままですけれども、趣旨としてはまさしく、農業技術の改良なり病虫害防除というのはほかの団体、組織等でも十分やっておりますので、ここはむしろ規定的に必要かどうかという点で見直すという趣旨でございます。

岩崎委員 先ほどのご説明で聞き落としてしまったのかもしれないのですが、14ページのクォーター制の導入にかかわる文言のところについて、ちょっとここは文章が非常に長くて、わかりづらいのですが、「議会推薦等による1農業委員会当たり複数人の女性農業委員の登用を図る系統組織による現行目標」というものがあって、この現行目標自体を見直して新たな目標を設定するという文言と理解してよろしいのですか。

西岡首席企画官 そういう趣旨で書いたつもりです。少し長いですが。

岩崎委員 具体的にいうとどういう新たな目標になるのでしょうか。

西岡首席企画官 そこはまさしく系統組織の取り組みの中で具体的に設定していく必要があるのですが、複数設定といいましても、現実的には複数どころか、まだ一人もおられないという農業委員会がございます。それは例えば、各都道府県農業会議段階でブレークダウンして、各都道府県ごとに目標を設定していくとか、複数といいながら、一人もまだおられないところは、例えばそういう一人もいない農業委員会を解消するとか、むしろ総論的なただ複数というよりは、個々の農業委員会ごとに目標設定をしていくということが一つ考え方としてはあるのではないかということです。ここは特に、主体としては系統組

織の取り組みが中心になると思いますので、今後、そういう取り組みをしていくべきところ です。

岩崎委員 そういう意味ですと、やはりまず「現行目標の達成」ということが入るのではないかという気がします。公選制の枠内でクォーター制を取るのには難しいから、当面は議会推薦の枠でクォーター制をやっていこうじゃないかというのが現行目標だと思うので。

八木座長 この点も文面を少しご検討いただければと思います。

笹崎委員 いまの 14 ページなんですが、これは文言の問題じゃありませんけれども、一番いままでの議論の中でひっかかっているのは実は定年制なんですよ。このことがいかに難しいか。ここに、下から 6 行目ですか、「公職選挙法を準用する現行制度の下では困難である」。そしてさらに「申し合わせ等の系統組織の自主的な取組を推進する」、これはほとんど不可能なことなんですね、現実では。私、たまたま留守にしてヨーロッパに行っていたわけですが、向こうの組織は相当若返りを図ってまして、定年制を強硬に導入しています。農業関係のいろんな団体ですね。これはできるだけキャリアを持っている人の意見のほうが幅広いとは思いますが、特に私たち農業をやっているメンバーも、いろんな側面を見ていきますと、やっぱり若いメンバーの意見が全部いいとは思いませんが、自由な議論の中でいろんな角度で物を考えるという部分からいきますと、どうしても定年制を今後、何らかの形で考えられたらいいなと。

私は「公職選挙法を準用する」という表現が詳しくわかりませんが、今後の課題として、いまの文言はこれでやむを得ないと思いますけれども、これから農業のいろんな組織、農業だけでなく、いろんな中でこのことを何か変えていかないと、刻々と世の中が変わっているとほかの文面では書いていながら、実際にはその主体となるメンバーの、定年制ということだけではないんですが、刻々と変わる事態に対応できる情勢が今後求められてくるのではないだろうかというふうには私は思いますので、ここで書かなくてもよろしいんですが、今後の課題とし、この準用だけで物事がいいのかどうかということをやっと提案だけはしておきたいなと思って申し上げたいと思います。

八木座長 15 ページの(8)の一番最後の文面のところに、いま笹崎さんがおっしゃったような内容がちょっと入っておりますけれども。

笹崎委員 選出方法の検討であって、選出の基準も検討していかないと、多分発言として意見が出ていかないんじゃないだろうかという気がしてなりません、現実の姿からいった場合。

宮崎委員 今後の流れの中で、文章の見直しとか目標設定とかいう言葉は、それを受けて見直された具体的内容が示されてくるのか。あるいは、地域の農業委員会がみずから見直しと目標設定を議論し、方向づけをしていくのか。そこらあたりは今後どういう形で動いていくことになるんですか。

八木座長 佐藤課長のほうからお願いします。

佐藤構造改善課長 いまのご質問ですが、この報告書においていろいろな改善をすべきというご報告をいただいているわけですが、これについては逐次、私どももいたしましては、法律改正も含めて、どういう対処のあり方があるかということ、この懇談会の報告書を受けまして今後作業を進めていきたいと思っております。

そうなりますと、1つは制度改正的な面、あるいは予算補助的な面、そしていま宮崎委員のほうからお話がありましたように、いわゆる団体・系統の自主的な取り組みの部分ということで、幾つかのパートができてくるかと思えます。そういった全体的なものを、この報告書を受けましてこれから作業をして、いずれ一定の時期にまたお示ししていきたいと考えているところでございます。

西川委員 2点ほど申し上げたいんですけども、先ほども質問がございました9ページの農業委員のコーディネイトの話なんですけれども、上の「この場合、主体的かつ独自の役割とは」と書いているところなんですけれども、私が考えていますのは、一番これから協力を求めているかなければならないのは農地の所有者だと思うんです。これから農地の利用集積とか、あるいは担い手の育成の協力を求められるのは所有者。所有者に対して協力を求めているような農業委員さんを求めたいということの意味を字句として入れていただけないか。

もう1点は、私、土地改良分野でございますので、14ページなんですけれども、先ほども出ましたけれども、「土地改良区からの推薦の可能性を検討する」という字句になっておりますが、もう少し土地改良区と農業委員会は密接に現場では農地転用と関連いたしておりますので、いままで土地改良区からの代表者が選出されていないように感じておりますので、この辺はもう少し、「可能性を検討する」となるとなかなかまだ遠いように感じますので。

以上2点、お願いします。

西岡首席企画官 最初の1点目につきましては、そういう趣旨で修文を考えたいと思います。それから土地改良区の推薦の可能性、ここを検討としている部分は、もちろん事務局としても現在ある農協と共済の法律に規定されている団体枠、いわゆる団体推薦委員、それに対して追加的に、単純に追加というものが制度的に可能であるかどうか。特にそういう全体の組織のスリム化なり何なりという観点から、それが団体推薦枠として、いまの圃場整備なり流動化なり、要件化しているということだけをもってして単純追加ということが法制的に可能であるかどうか。

もしそれが難しい場合には、いまの団体の、共済なり農協の団体推薦というものの取り扱いまでも当然、あとは都道府県農業会議の構成とか、そういうところまでも論点としては及んでくる部分がございますので、そういう意味でここはもう少し議論を深める必要があるという趣旨で「可能性」というふうにしているんですけども、実態的には議会推薦枠でもかなり土地改良区の方に入っていておりますし、その辺の実態も踏まえて、基本的には連携強化という趣旨で検討はしたいと思っておりますが、趣旨としてはそういうことになっているということでございます。

八木座長 よろしいでしょうか。佐藤委員、いかがですか。

佐藤委員 いままでいろいろお話ししてきたもんですから、きょうはなかなかできないかなという考えで来ましたが、この文章そのものはいいと思えますし、まとまったと思えますけれども、別の話でもいいのかな。この文章に関係ないんですけど。

私、山形県稲作経営者会議会長という肩書でここに参加させていただいておりますけれども、上部組織の全国稲作経営者会議というのはいま29県で2,000戸ほどが参加しています、平均経営面積が15haになっております。土地利用型農業ということで。その立場

としての農業委員会というものを考えてみますと、稲作経営でもって大規模経営をめざすということに皆さん頑張っておりますが、農業委員会はその中でも最も接点のある組織で、農地の所有権移転や賃貸借、さらには制度資金の借り入れ、担い手への助成制度など、情報入手の一番の組織であります。言いかえれば、農業委員会と仲のよい農業者が規模拡大を進めることができるということもあると思います。そういう意味では、国の政策の担い手への土地の集積や制度の重点化には大変農業委員会というのは重要な役割があると思いますが、町村の農業委員会で議論しますと、本当に平均的な農家と言いますか、町村の中で考えますから、どうしても町村の中の平均的な農家の育成ということになると思います。規模拡大をめざす農家にとっては、ややもすると足を引っ張るような議論もあることもあるということでありまして、私どもの会員の中では町村の農業委員会よりも県の農業会議とか全国農業会議所に情報を求めているのが現状だと思えます。

私は、農地は個人の財産ではなくて国の財産であって、固定資産税を納めながら借りているんだということを考えていますので、農地を適正に管理して、農産物を生産できる農家が耕作することが最も基本であると思います。その農家の人を、農業をやっている人を的確に判断して育成することが農業委員会に求められていることかなど。ややもすると、そういう判断はしないで、申請があったから云々ということになりますので、2～3年もしたらその人がいなくなったとか、いろいろそういう状況もあります。この辺を今回の懇談会に参加して考えてみました。

中村委員 きょう示されましたこの報告書(案)につきましては、大変厳しいご指摘もありますけれども、農地制度について、あるいは農業委員会制度について正確に各委員の方々にご理解をいただいた上で本日の内容になったと考えております。政府あるいは国会の中で、これを踏まえましていろんな制度見直しの議論が進められるとっておりますが、われわれも、この報告書を真摯に受けとめまして、全国の農業委員会からの組織検討を積み上げる予定です。

その上で、みずからの活動あるいは組織の改革を、目に見える形で前進させていきたいと考えております。あわせまして、現在、取り組んでおります「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋」との組織理念の下での地域農業再生運動を農業委員会が一丸となって更に強化してまいりたいと思います。

いずれにしても、昨年10月から精力的にご検討いただき、委員の方から示唆に富む貴重なご意見を多数いただきまして、大変ありがたいと思っております。また、特にこういう場をつくっていただきました農水省経営局長をはじめ関係各位、それから八木座長さんに特にお骨折りいただきました。厚くお礼を申し上げますとともに、先ほど申しましたように、われわれもこれを踏まえてさらに組織検討も積み上げ、自己改革もしてまいりたいと考えております。

八木座長 それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、報告書を取りまとめることとしたいと思います。本日いただいたご意見に関する字句等の修文の取り扱いならびに公表の時期等につきましては、さしつかえなければ私のほうにご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

本懇談会としての役目は、本日の報告書の取りまとめをもって終わるわけでありすけれども、まだ時間が少しございますので、せっかくの機会ですので、報告書（案）の審議と離れまして、農業委員会等あるいはその他の事項に関してのご意見、ご感想などをいただければと思います。4時半ぐらいを目途にしておりますけれども、先ほどの佐藤委員のようなお話をそれぞれ委員の方からいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

野村委員 もしかしたらあまりにも突拍子のないという受けとめ方もされると思いましたが、先ほど発言しなかったんですが、いま国の進めていることは、こういった農業委員会のようなものをなるべく縮小していこうという傾向にあると私は見ているわけです。ところが、私は、むしろ今後は状況はいま逆になりつつあるんじゃないかな。あるいは、間もなく逆になっていく可能性もあると思います。つまり、こういう農業委員会のような組織がもっと強力で活動していかなければならない時代になるかも知れない。日本の農林水産業というのは極めて重要な位置づけをこれから持つてくると思っております。ですから、いますぐといってもなかなか難しいとは思いますが、必ずしも縮小していくことだけが流れじゃない。場合によっては本当にそのベクトルが変わる可能性があるということも念頭に置いていただければと思います。

そういう意味では、私はフレキシブルな対応ということを申し上げたんですが、それらが盛り込まれているということ。それから、若干定年制の問題も議論がありましたけれども、若返りということを求めていること。それから情報化、これに対応していくということで、私は今回の報告書については特に異議はありません。ただ、農林水産業をめぐる国際的な情勢は大きく変わっております。国内の重要性も大きく変わっております。このベクトルの変化があり得るということをご念頭に置いていただければというのが私の意見でございます。

今井委員 新潟県農業会議では、あさってから4回にわたりまして県の農業委員会の見直しをやるということで報告を受けて、そこに出席するよということでご指名いただいているんですけども、この報告書はまだ公開されていないので、どの程度まで私話をしたらいいのかということをご聞きしたいんですが。

西岡首席企画官 議事も公開ですので、最終のいただいた意見の修文は後日ですが、これ自体は公表ですので、そういう意味ではこれをベースにお話しいただいて結構だと思います。

八木座長 内容的にはさしつかえないということですね。

岩崎委員 先ほどの野村委員のご発言に私も賛成いたします。まさにベクトルが変わって、今後、農業委員会の役割、意義がますます重要になってくる、そういう時代が恐らくもう目の前に来るのではないかとこのように考えております。そういう意味では、今回の議論では「スリム化、重点化」という方向がやや色濃く出るとともに農業委員会に対して厳しい指摘が盛り込まれているような気がするんですが、むしろ農業委員を地域で支えていく、そういう運動をぜひこれから農村で実践していくことが重要なのではなからうか。農業委員にふさわしい人を地域で育てて、支えていくような、そういう運動を期待したいと思っております。

笹崎委員 あまり会合には出れなかったんですけども、皆さん方のいろんな議事を見

ながらいつも感じていたことを申し上げたいと思います。私個人の意見ですが、組織というのは少数にすれば精鋭になるんです。農業が今後どういう過程を経ていくのかというのは非常に難しい部分がありますけれども、先ほども野村委員がおっしゃったように、食料問題という問題も含めて考えたときには、対応ができる力というのは非常に難しい部分を日本はいま持っています。そのときになってまた農業人口というふうな話になることもあるかもしれませんが、ただ、世の中というのは流れているわけです。ですから、ずっと戦後の傾向からいきますと、量を増やしていく。人間の量も増やす。組織の量も増やす。今度こういう時期になってきたら、組織をスリム化していく。

私は何を言いたいかといいますと、スリム化したときに何が大事かといいますと、精鋭を残すということなんです。数じゃない。これからは日本の国全体が数ではなくて、質の時代になっていく。間違いなくいま入っているわけです。であれば、いまの農業委員、農業を担う若手も含めて、どうやってスキルを磨き、質を確保するかというところに重点を置かなければいけない。農業の人口の数が何百万人ですという時代から、精鋭が何人いるのか。先ほどの稲作の件も、稲作に命をかける精鋭部隊をどれくらい確保できるのかというところにかかってくるんじゃないだろうかと思っております。

それを守る法的ないろんな裏づけの農業委員だとかさまざまな組織、この体制を、数は減っても精鋭が残れる体制にしておきたいという願いの中で私は参加させていただいたというのが本音の声でございますので、どうかこれから、量の問題の比較ではなくて、質という数量化できない部分に対してみんなで心を砕いていくということによっていただければ、日本の農業も何かあったときでも対応力を失わないということではないかなというふうに私自身思っております。余計な話ですが。

佐野委員 2点ほどお礼を申し上げたいと思います。前回の懇談会に、舌足らずの話をしてしまいまして、後で意見の報告をいただきましたときに失敗したと思いました。私どもの村の農業委員会と教育委員会が議会に対しての関わりを話させていただきましてところ、これはとんでもなく、ちょっと私の意図が話せないままに終わってしまったなど後悔しておりましたところ、きょう、意見を見せていただきましたら、きちんと事務局のほうでまとめて私の気持ちを出していただきましたので、まずそれをお礼申し上げます。

それからもう一つは、私もこの委員にかかわりまして、そのときにやはり農業委員会の会長ということと同時進行でありました。これはとんでもない時期に農業委員会の会長になってしまったなど、思いました。ところが、私は幸せものだったと、いま大変喜んでおります。ということは、農業委員としまして、皆さんのどなたよりもしっかりと中央の、そして地方の、そして農業委員会のかかわりを受けとめられたということ。これを皆さんの貴重なご意見とかお時間をいただきながら、ずっと進めていただいた経過も踏まえまして、真摯に私どもはこれからやっていかなきゃならないと肝に銘じております。

そんなところで、この次、4月の21日に私どもも農業委員会がございます。そのときはぜひこの報告書を各委員に配りまして指導したいと考えております。そんなところで、これからの活動の目安にして頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力、またご指導を賜ればありがたいなと考えております。本当にありがとうございました。

八木座長 私のほうから一つ、別の農水省の審議会場で、ある委員の方がこういう懇談会が開かれているということを知り、審議の最後のところでご意見をいただきました。

それは九州の農業委員会関係の委員の方なんですけれども、農業委員会法で「農民」という、いまちょっと資料が手元にありますけど、第1条に「この法律は、農業生産力の発展および農業経営の合理化をはかり、農民の地位の向上に寄与するため」と書いてあるんですね。それで「農民」という言葉を使っていた方がいいという意見なんです。一応それは事務局にお伝えしましたが、ここでどうこういう議論ではありませんけれども、そういう意見もあるようであります。農業者とか農業経営者とか、そういう言葉にしていただけないかと、そういう趣旨だったように思います。ちょっと参考のためにご紹介いたします。

佐野委員 私も近年、農民とか婦人とか、そういうところにすごく違和感を感じているんですけれども、別に悪いことではないんでしょうけれども、農民といわれると束ねて考えられるんじゃないかなという感じがするんですね。やはり個々、個人というレベルでいけば、農業者という言葉がふさわしいのかなと、ここずっと考えているところなんです。

福田委員 ご意見申し上げたことをかなり折り込んでいただきまして、特に「おわりに」のところには随分ご配慮いただいて、ありがとうございました。

谷口委員 感想ということでもよろしいですか。私、ちょっと前回欠席しましたので、脈絡が自分の中でもつながっていないところがあるんですけれども、この懇談会の件は、私なりにある程度、いずれかの会議で全国の状況を理解することができたんですけれども、いつも北海道というとらえ方でお話をしたんで、ひんしゆくを買った部分もあるんですけれども、地域バージョンみたいなことの組み立てができるような文言になっているということで、それはすごく意義のあることだと思います。

私、実はふだん経営してまして、先ほどの岩崎委員の意見であるとか笹崎委員の意見にもつながるんですけれども、農業のいま一つのテーマは改革、これは皆さんそれなりに承知していることだと思うんですけれども、もう一つは私は連帯だと思うんです。佐藤さんのお話を聞いていて、私もよくわかるんですけれども、政策のやや中心に農業法人等の経営も位置づけられたという現実はあるんですけれども、でもそれが地域社会の中でということになると、かなりタイムラグがあって、佐藤さんがおっしゃるような認識を私もしているわけです。

私は、こういう改革の論議を積み上げて、とどのつまりは私どものような農業者が自立した意識と経営感覚を持って、次のステップは連帯するということだと思うんです。いろいろな政策の展開の仕方で、農業者の意識が分断されているという部分がいっぱいあります。「なに、今度の政策はおまえたちみたいな大規模農家に有利で、おれたちは安楽死しろというのか」みたいな、そんな議論が折に触れてあるわけです。でも、私はいつかも話したように、やっぱりエース格の経営体というのを地域で幾つか、これは周囲の認知も必要でしょうけれども、育てて、それで地域全体として役割を持って連帯する。そこがいま明確に描かれてないから、何か対立の構図みたいな地域社会の現状だと思うんです。

今回の懇談会の報告書をまとめて政策展開する場合も、折に触れてそんなことをきちっと啓蒙していただきたいのと、議論の中にあつたように、やっぱり意思を持った者が連帯するという、時代は戻るみたいな話もちょっとありましたけれども、私は日本の農業のすばらしさというのはそこにあるんで、必ずしも改革万歳というふうには思っていないので、私も議論に参加させていただいて、全国の状況も見えまして、自分たちの役回りと

してそのことも認識できたということで、異質な意見をいただいて本当に勉強させていただいたと思っております。

ぜひ、平地農村で頑張りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

長委員 今回、この懇談会に参加させていただきまして、大変勉強になったということにつきまして、感謝申し上げたいと思っております。

私どもが出しましたそれぞれの意見が、厳しい面もありますけど、大体報告書に挿入されており、これからそうした面での農業委員会を国が守るという点をひとつやっていただきたい。もう一つちょっと懸念されますことは、これから市町村の合併が大きく進んでまいりますと、その中での農業委員会の制度のあり方、非常に削減をされる。いままでお話を聞いてきますと、合併することによって農業委員会の質、人数、そういうものが削減されてまいりますと、活動そのものが非常に厳しいものが出てくるのではないかという懸念をするわけです。その辺はひとつ、合併しても確固たる農業委員会の制度というものをはっきり打ち出していきたいと思えます。その辺をよろしくやっていただければ、これからも農業委員会の位置づけがはっきり出てくるんじゃないかなと思うしております。どうもいろいろとありがとうございました。勉強になりました。

佐藤委員 お誘いを受けたときに、地元、地域の現状をしっかりと話をしようかなということで引き受けたわけですがけれども、本当にいま農村というのは、私の想像以上に変わっています。簡単にいうと、せっかく後継者をつくって、結婚して、一緒にやろうかなといったら、「いや、別に住みますよ」というような、簡単にそういうことで、地域の中に住まない。その中で、私から突出して見えているのは、生徒より先生が多い。ここで議論すれば、これは先生をつくらう、指導しましょう。ここで議論すればそうだと思いますけれども、地域に行きますと生徒がいないという現状をしっかりと私は見ていただきたい。

例を挙げますと、例えば青年を集めて指導しようといったときに、青年2人に先生5人ぐらいの例がいっぱいあります。冬季研修なんてやって、冬季ですから、農業者が15人に関係者が20人、これで本当に農業状況がいいのかなと、私はいつも疑問に思いますので、やることは「前に進め」でいいと思えますけれども、現状をしっかりと見ていただきたい。

経済的に言いますと、そういう人たちが給料をもらっているものですから地域経済が回っているという一面もあるんですけれども、いや、ほんとですよ。農業生産よりも、そっちのほうが回っているかなという面がありますので、必ずしもあまり大きな声じゃ言えないという面はありますけれども、特に現状だけは把握していただきたいなと思います。

児島委員 この農業委員会の活動・組織の見直しですけれども、私は合併した市町村ということでこの懇談会に参加させていただいて、ありがとうございました。やはり各委員さんの方からいろいろなご意見が出されたわけですがけれども、いろんな地域によって実情が違っているというふうに再認識したということはあると思えます。

その中で、この貴重な意見を報告書にまとめられた方、事務局の方についても大変ご苦労さま、本当に頭がさがる思いでございます。

また、農業委員会が行っております法令業務以外に任意業務があるんですけれども、その任意業務がこの中でやれるようにメリハリのある活動、それがいま現在、市民、生産者、全体的に求められているのかなというふうには認識しているわけです。農業委員会の事業

が明確化されるということについては、今回、この改革の中の一つの一步としての根ざしたんじゃないかなというふうには感じております。

また、私ども行政側としましても、いろんなご意見、また報告書の内容等を踏まえて、今後の農業行政、農業振興に参考になるというふうに私どもは認識しておりますので、この懇談会に参加させていただき、本当に今後の農業振興につながると考えております。大変ありがとうございました。

また今後、農業委員会につきましてもいろいろ厳しいご意見もあると思いますけれども、農業委員各位も一つの考え方を持っていただいて、自分のためではなくて、農家のため、また全体のためという形を考えていただければ、なお一層活動が盛んになるのではないかと考え方をしております。どうもありがとうございました。

宮崎委員 BSE問題とか偽装表示のときに生産者という言葉が使われて、そういう問題が出たときに「消費者側に立って」という言葉が盛んに言われています。しかし、生産者というけれども、ほとんどは流通加工段階での問題なんですね。生産者という言葉を使われると、農産物を生産している農業者、農業地域の問題として皆さんとらえられますが、そこはきちんと一般の人が認識できるような取り扱いが大事ではないかと思えます。

いま、BSEの問題の後に国内牛の価格は値上がりしているんですが、どうして値上がりしたか。私、多分BSE問題が遠のいて、消費者の信頼回復、あるいはまたそれによって、国内牛の生産量が減ったということだろうと思って、畜産農家に聞きましたら、そうではないと。国内牛と輸入牛を一緒に混ぜて偽装表示で売っていたのが、純粋に国内牛だけになったから足りなくなったんだと、そう言われました。そういう流通・加工の問題で農業生産者にマイナスの負担を背負わされてきているんですね。そのあたりに、消費者の理解なり、あるいは問題がどこにあるのかということをきちんと出していく必要があります。

農業の現場・農業地域においては、先ほどから20世紀は農の時代、水の時代といわれますけれども、いまはそういう明るい気持ちは皆さん持っていません。農業生産現場なり農山村地域、行政も含めまして持っているのは、どうしたらいまの農業基盤の耕地を維持するか、いま生産されている農産物の生産あるいは畜産物の生産の現状をどうして維持したらいいのか。そして、「頑張りなさいよ」という言葉、支援策というのはなかなか出せないんですね。熊本県の阿蘇郡の中に12カ町村あるんですけども、1年間の新しい担い手は1けたです。ほとんど担い手は出てきていないような状況ですので、具体的にこれから先の日本の農業のあり方、農業についての価値、また経済的な効果が上がっていくような見通しを出していかないと、農業は衰退していきます。

西川委員 一言お礼を申し上げたいと思います。私みたいな者がこのような立派な方の前でいろいろ教えていただくことばかりで、また私、口下手で、申し上げたことを的確に書記の方がまとめていただきまして、言わんとするところを簡潔にまとめていただきましたことをお礼申し上げたいと思います。

それともう一つ、ただいまもご意見がございましたけれども、私ら兼業農家でございまして、地域集落でこれからの農業をどのようにしていこうかという議論がいろんな問題で始まったばかりでございます。このような場で勉強させていただきまして、契機にいたしまして、地域で少しでも役に立てる、農業に対して貢献できるように、この機会をと

らえまして頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

齊田委員 先ほど野村委員とか中村委員がおっしゃいましたように、真剣に討議をいただきまして、農業委員会、厳しいご意見の中でもまだまだやっていけるという自信がついたわけですが、制度の許す範囲で、やっぱり私どもの町は町なりに、わが道を行くしかないというふうに思いました。以上であります。

中村委員 農業委員会の活動・組織のある方については、われわれも昨年からタウン・ミーティングもやりながら、幅広い立場の方々からお話を伺ってまいりました。また、今回の「農業委員会に関する懇談会」においても、活動の重点化や組織の効率化についての厳しいご意見もいただいておりますので、そういうことも含めて実践をしていかなきゃいかんということと考えております。

農業委員会系統組織そのものは、農業者の自立をめざす関係から、ある意味では独特の経過を持ちながら農政対応をしてきたということがございます。そういう点が、今度のこの議論の結果を踏まえまして、さらに役割の明確化ができていくというふうに思いますし、特に前回は申し上げましたけれども、農地制度そのものについて、いろんなご議論がいろんな世界でされておりますが、やはりわれわれは”商品じゃない土地”としての農地、”生産手段としての農地”を国民の皆さんがどういうふうに理解していくのかというところが農業の根本の部分にあるかと思えます。

そういったことも、今回の農業委員会の懇談会の場で重要性が再確認されたということでございますので、われわれとしましては県段階の問題、また全国段階の問題も含めて、きょうのこの報告を真摯に受けとめて、さらに組織検討もしてまいりたい。改革にあたって、みずからできるものはみずからやっていきますし、また、法律制度として見直していただくところは見直していただきながら、国民の方に合意できる組織として頑張りたいと考えております。本当にいろいろありがとうございました。

八木座長 それでは、そろそろ予定の時間がまいりましたので、この辺で懇談会を閉じたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最後に懇談会の閉会に先立ちまして、川村経営局長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

川村経営局長 それでは、農業委員会に関しますこの懇談会の閉会ということで、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆様には、本当にこの半年間ありがとうございました。委員の各位からは本当に熱心にご議論いただきまして、中間整理、現場のヒアリング等も含めて精力的かつ熱心にご議論いただいたわけでございます。おかげさまで報告書もまとまったわけでございます。

この懇談会が始まりますときに多分申し上げたと思うのですが、この懇談会の直接の引き金は地方分権の動きでございました。ただ、新しい基本法ができ、農業の構造をいかに改革していくか。また、米政策も大きく変わろうとしている。それから農地をめぐるしましては、農地法の改正によりまして、株式会社形態のものも入りまして、また最近では特区という動きもあるわけでございます。これも始まりました。それからまた、地方の問題としまして、先ほど来ご議論がありました市町村の合併が進むということで、まさに農業委員会を取り巻く状況が激変をするという状況でございまして、ここでしっかり農業委員

会の役割、今後あるべき姿というものをもう一回問い直さないと、これは将来に進めないということをごさいますして、そういう意味で今回、いろいろ広範なご議論をいただきまして、基本的な方向を出していただいたということで本当に感謝をしているところでございます。

われわれ、これを受けまして、今後、先ほど佐藤課長から申しあげましたとおり、制度改正すべき点、あるいは予算措置をすべき点、あるいは系統独自で取り組んでいただく点等々、その役割分担をしながら、この報告書に書かれたことを実現していかなくてはならないということをごさいます。これからがスタートということだと思います。

きょうの感想の中でも、野村委員や岩崎委員からエールも送られましたけれども、まさにそういう視点も失わないで、非常に大事な役割を担っていると思っておりますし、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

そしてまた、これはただいま系統を代表して中村委員からも決意表明等もございましたけれども、ぜひ系統もしっかり取り組んでいただきたいということ、この場をおかりまして、またお願いをしたいということをごさいます。

本当にありがとうございました。

ただ、これもご案内のとおりでございますが、地方分権の動きも、昨年、報告が出されましたが、いわゆる地方財源の問題等と絡みまして、さらにフォローアップをテンポアップをしていくような動きも出てきておりまして、状況は予断を許さないところでございます。われわれはこの報告書をしっかりとベースに置きまして、誤りのないように対応していきたいと思っておりますが、また皆様方のご理解とご支援をぜひお願いしたいと思います。

それから、これをご縁に委員の皆様方には、農業委員会だけでなく、また農政全般についてもいろいろご意見等を賜りたく、今後ともよろしくお願いしたいということをごさいます。本当に長い期間ありがとうございました。感謝申し上げます。

八木座長 どうもありがとうございました。事務局のほうから何か連絡事項がございますか。

西岡首席企画官 熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後のスケジュールでございますが、本日のご指摘を踏まえまして、字句の修正等につきまして座長とご相談しながら、報告書を取りまとめ次第、速やかに公表させていただきたいというふうに考えております。また、報告書につきましては、公表し次第、委員の先生方に早急に送ることとしているところでございます。ほぼ半年にわたる期間、本当にありがとうございました。

以上でございます。

八木座長 それでは、これもちまして農業委員会に関する懇談会を閉会といたします。どうもありがとうございました。